

原子力防災体制の充実強化に向けた取組について

内閣府政策統括官(原子力防災担当)

令和8年9月17日

柏崎刈羽地域原子力防災協議会作業部会

「柏崎刈羽地域の緊急時対応」について

「緊急時対応」は、内閣府が設置した原子力防災協議会において、原子力発電所に起因する原子力災害に関し、地方公共団体の地域防災計画・避難計画及び国の緊急時における対応をとりまとめたもの。

資料2 柏崎刈羽地域の緊急時対応（概要版） ①原子力災害対策重点区域・広域避難先

1. 柏崎刈羽地域の原子力災害対策重点区域

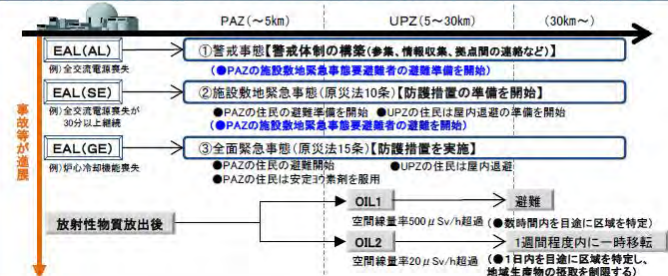
- 柏崎刈羽地域における原子力災害対策重点区域（概ね半径30kmの範囲）の人口は416,309人（令和6年4月1日時点）。
- PAZ内の人口は1市1村18,345人（柏崎市、刈羽村）。
- UPZ内の人口は7市1町397,964人（柏崎市、長岡市、小千谷市、十日町市、見附市、燕市、上越市、出雲崎町）。



出典：国土地理院ホームページ「地理院地図（電子国土Web）」を基に内閣府（原子力防災担当）作成

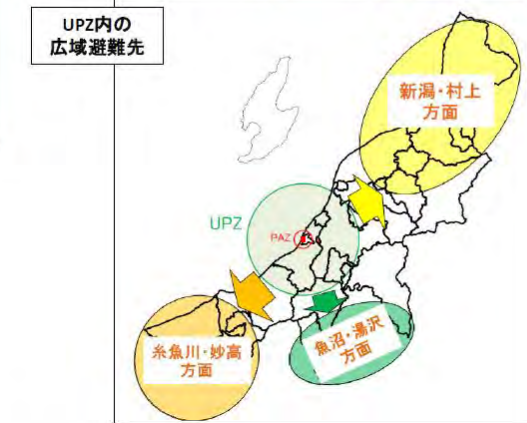
2. 原子力災害対策指針における緊急事態の防護措置の考え方

- 緊急事態の初期対応段階においては放射性物質放出前から原子力施設の状況に応じて、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
- ① EAL(Emergency Action Level)による初期対応段階における防護措置
原子力施設の状況等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準(EAL)を設定。
EALに基づき防護措置を行う。
※施設敷地緊急事態要避難者は、EAL(SE)の段階から避難を開始する。
ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、速い効果の高い建物等に屋内退避する。
- ② OIL(Operational Intervention Level)による放射性物質放出後における防護措置
国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、モニタリングを開始。放射性物質放出後、防護措置の実施基準(OIL)に基づきモニタリング結果から区域を特定し、PAZ外の住民の防護措置を実施。



3. PAZ及びUPZの各自治体における広域避難先

- PAZ、UPZ内の各市町村の住民の避難先は、県内で確保。
- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



＜柏崎刈羽地域の緊急時対応＞

○柏崎刈羽地域原子力防災協議会

（令和7年6月11日）

原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを確認

○原子力防災会議

（令和7年6月27日）

同会議で「柏崎刈羽地域の緊急時対応」を了承

＜柏崎刈羽地域の特徴＞

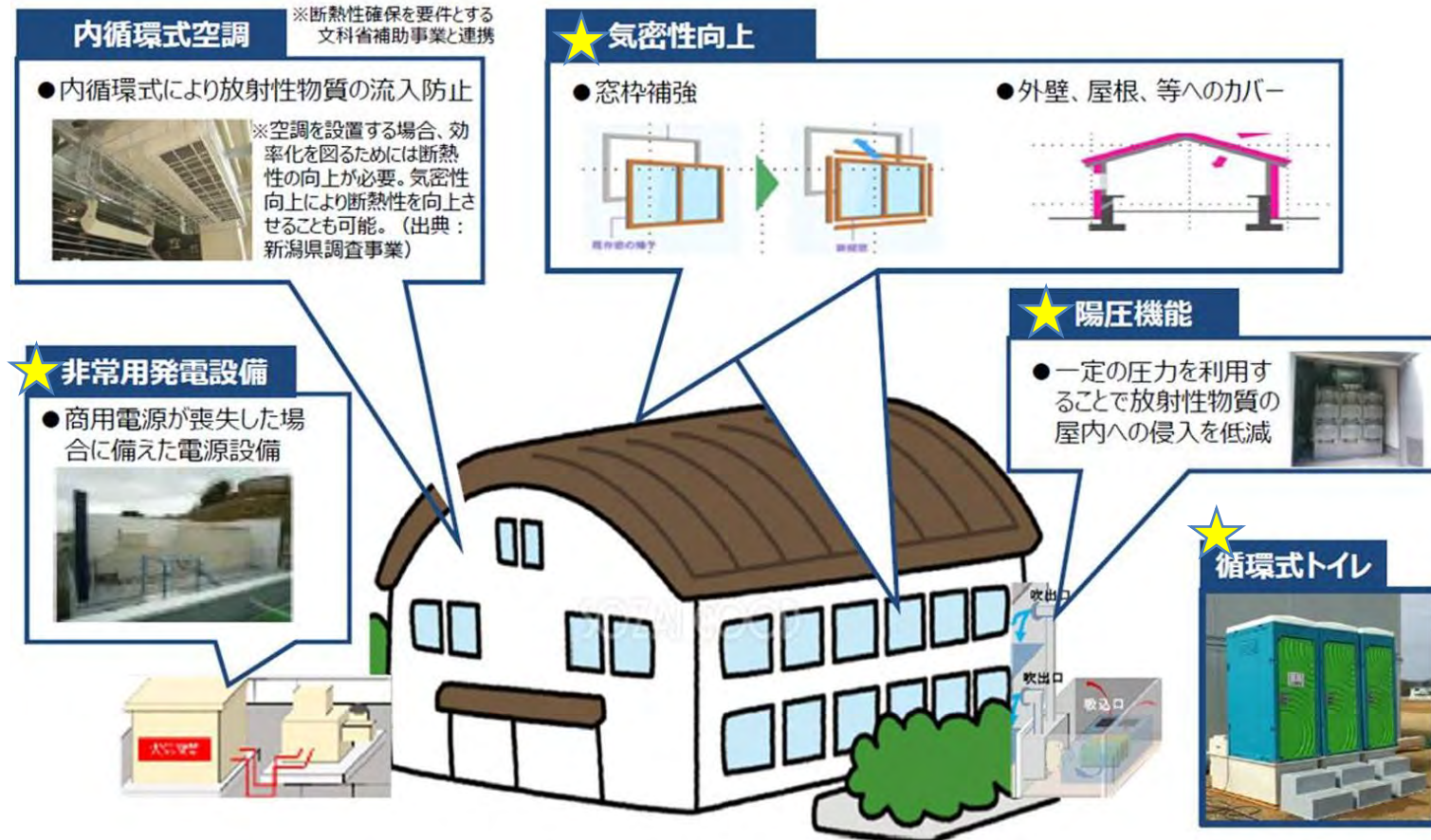
- ・能登半島地震の経験、豪雪等地域特性を踏まえた複合災害対応
- ・柏崎刈羽地域の緊急時対応に係るQA集

緊急時対応をもとにした訓練等で新たな教訓が得られた場合や科学的・技術的知見が更新された場合などは、原子力防災協議会において改定が検討される。

柏崎刈羽地域における屋内退避環境整備について

原子力災害時に自宅以外で屋内退避を一定期間継続できる施設を整備するため、PAZ及びUPZ内の指定避難所である学校体育館における、原子力災害時の屋内退避に必要な環境整備を支援(実施主体:市町村)

<支援対象>



【事業規模】

- ・令和8年度から当面5年で50箇所程度を目処
- ・新潟県が実施した調査を前提とした場合、総額は100億円程度

★内原防:原子力発電施設等緊急時安全対策交付金
文科省:学校施設環境改善交付金 ※内循環式空調(エアコン)

新潟県HPから引用(<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/486520.pdf>)

6方向の避難路整備事業について

内閣府、経済産業省、国土交通省、新潟県による「原子力災害時の住民避難を円滑にするための避難路の整備促進に向けた協議の枠組み」において、原子力災害時の住民避難を円滑にするため、『原発を中心として6方向へ放射状に避難する経路』の整備を推進

上記協議の枠組みでの議論内容

出席者：資源エネルギー庁長官、内閣府政策統括官（原子力防災担当）、国土交通省道路局長、新潟県副知事

○第1回会合 令和6年11月28日

原子力災害時の住民避難を円滑にするため、原発周辺からUPZ圏外に避難するための幹線道路であり、原発を中心として6方向へ放射状に避難する経路の整備を推進していくことを確認

○第2回会合 令和7年1月29日

- ・新潟県から、当面優先すべき整備箇所について説明。
- ・エネ庁から、県の実費負担額相当分について継続確保する方針を説明。
- ・内閣府から、優先整備箇所の調査について、支援していくことを確認。

➡ 内原防 令和6年度補正：6億円

○第3回会合 令和7年9月25日

- ・新潟県から、当面優先すべき整備箇所について、実施中の調査の進捗状況及び調査を踏まえて早期実施可能な事業内容の説明を行い、関係者で確認。
- ・エネ庁から、県の実負担額相当分は経産省が継続確保し、国費相当分は地域産業構造転換インフラ整備推進交付金の活用を含めて対応していくことを説明。
- ・国交省から、必要な技術的支援などを行っていくことを説明。
- ・内閣府から、本協議の枠組みで確認された優先整備箇所の調査について、今後とも支援していくことを説明。

➡ 内原防 令和7年度補正：3億円

6方向の避難路整備事業について

現在、(1)道路改良など88か所、(2)インターチェンジ追加2か所、(3)国道8号バイパスの整備を実施中。**(内原防は、調査費を支援)**

(1) 自然災害に対する既設道路の通行の信頼性向上(88か所)

- ・道路幅員が狭い区間の道路改良 (6か所)
- ・橋梁の耐震補強 (15か所)
- ・土砂災害警戒区域等における法面对策 (61か所)
- ・除排雪体制の強化(消融雪施設等の設置6か所、監視カメラの設置6か所、除雪機械の増強8台)

(2) 高速道路の活用

- ・円滑な避難に必要なインターチェンジ追加 (2か所)

(3) 柏崎市街地の渋滞緩和

- ・国道8号バイパスの整備
(柏崎市街地からの避難円滑化対策)



新潟県HP:
原子力災害時の住民避難を円滑にするための
避難路の整備より引用

※ このうち、(1)は新潟県、(2)は柏崎市、(3)は国(国交省)が事業主体

6方向の避難路整備事業の進捗について

全体事業費1,000億円(試算)のうち、令和8年4月時点の進捗状況は下記のとおり。
(内原防は調査費を支援)

(1) 自然災害に対する既設道路の通行の信頼性向上

(令和8年6月26日現在)

整備内容	箇所数	うち 調査・ 設計中 ※	うち 工事中	うち 対策完了
道路改良	6	5	1	0
橋梁の 耐震補強	15	15	0	0
法面 対策等	61	60	1	0
消融雪 対策等	6	6	0	0
合計	88	86	2	0

(2) 高速道路の活用

・柏崎市 曽地(そち)地内と上方(かみがた)地内において、
柏崎市が追加のインターチェンジの調査を実施

(3) 柏崎市街地の渋滞緩和

・北陸地方整備局長岡国道事務所において事業実施中
用地進捗率:約93% (令和8年3月末時点)

(参考)対策工事のイメージ



法面对策(防雪施設)



消融雪対策(消雪パイプ)

新潟県HP:

原子力災害時の住民避難を円滑にするための避難路の整備より引用

- 新潟県と関係市町村との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



防衛省・自衛隊

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業



緊急時対応の県民周知・理解促進

新潟県及び市町村と連携のうえ、民間事業者（建設業協会）及び地域住民への説明活動を実施するほか、市町村職員研修、新潟県議会、市町村議会においても原子力防災に関する説明を実施。

○民間事業者（建設業協会）への説明活動

豪雪等との複合災害時に道路啓開にあたる新潟県建設業協会に対し、県及び市町村と連携のうえ説明を実施

・令和7年5月～11月：新潟県建設業協会（上越・柏崎・上越支部） 計4回

○地域住民への原子力防災の説明活動

県及び市町村と連携し、原子力防災の取り組みについて説明を実施

・令和7年6月～8月：県民（住民）説明会 / UPZ町会長説明会

○原子力災害対策指針の防護措置の説明活動＜原子力規制庁＞

県や市町村の要望に応じて、屋内退避等の防護措置について説明を実施

・令和7年6月～11月：県民説明会/柏崎市原子力防災セミナー/柏崎市防災訓練

○市町村職員研修、新潟県議会、市町村議会での説明活動

・令和7年3月～令和8年5月 新潟県議会連合委員会/刈羽村村議会/柏崎市職員向け研修会

※そのほか、市町村による原子力安全対策に関する研究会（以下、市町村研究会）PAZ・UPZ会議、市町村研究会実務担当者会議、市町村研究会ブロック会議、柏崎刈羽原発UPZ自治体協議会等にて説明を実施

○屋内退避の運用について

原子力規制庁は、「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」での検討結果を踏まえ、屋内退避運用中の外出や民間事業者の活動等について整理のうえ、「原子力災害対策指針」を改正し（令和7年10月3日）、その関連文書として「防護措置としての屋内退避の考え方及びその運用について」を发出（令和8年2月18日）。

➡これを踏まえ、内原防では、広報資料等の充実を検討中。